

平成 27 年 3 月 13 日

経済戦略局総務部総務課担当係長、市従公園支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉に関する事項について説明する。
- ・「時間外労働・休日労働に関する協定書（36 協定）」に関する取扱いについて協議願いたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・これまで、施設整備課及びスポーツ課に勤務する技能職員を 36 協定の対象として取り扱ってきたところであるが、局本課職場は「官公署」と位置付けられることから、次年度以降、36 協定を締結しないものとしたい。

(支部)

- ・この間、時間外労働時間の延長について協議を行ってきたが、次年度以降、36 協定の対象外として取り扱うことについて、組合員の健康保持の確保等に関し、何らかの措置は考えているのか。

(局)

- ・時間外労働については、必要となる最小限度に留めるものと考えており、管理監督者に対しては引き続き職員の労働安全に配慮しつつ、業務遂行上真にやむを得ないものに限り超過勤務命令を行うよう指導を行うとともに、これまでと同様「時間外勤務の縮減にかかる指針」に基づき時間外勤務縮減に取組み、月 30 時間を超過する場合には管理監督者から総務課へ報告し総務課が確認を行うなど、引き続き超過勤務の縮減に取り組んでまいりたい。
- ・また、「職場安全衛生委員会」の場等を通じて、超過勤務状況について情報共有を図るとともに真摯に議論を重ねてまいりたい。

(支部)

- ・時間外労働について安易な超過勤務命令とならないよう取り組むとの局の認識が示されたため、36 協定については締結しないものとする。
- ・しかしながら、超過勤務命令にあたっては、特定の職員に偏ることのないよう、また、時間外労働の増加による職員の健康状態に十分配慮するよう要請する。

(局)

- ・引き続き、業務が特定の職員に偏ることのないよう、努めてまいりたい。また、職員の健康状態については、今後とも配慮してまいりたい。
- ・以上をもって事務折衝を終了し、本交渉は行わないものとする。